

監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年(2018年)3月23日

彦根市監査委員 若林 忠彦

彦根市監査委員 安澤 勝

随時監査（工事監査）結果

1 監査の対象工事

大藪浄水場中央監視操作設備更新工事

2 監査の期日

平成 30 年 1 月 31 日

3 監査の方法

平成 29 年度において施工中の建築工事の中から抽出した上記の工事について、その設計、施工、監理等が、適切かつ効率的に執行されているか否かについて、関係書類を調査するとともに、工事現場の实地調査を行った。

なお、実施に当たっては、協同組合 総合技術士連合との工事技術調査業務委託契約に基づき、技術士の派遣を求め監査した。

4 監査の結果

本工事技術調査の結果、計画・設計・施工管理ならびに設備の仕様等について、適正に執行されていたほか、将来に関する制御管理情報の高度利用等についても一部検討を実施されている点は評価でき、全体としておおむね良好に執行されているものと認められた。

なお、工事進捗状況について、平成 30 年 1 月 31 日現在の実施出来高は、97.7%であった。

大藪浄水場は、ライフラインを提供する市民生活に不可欠な施設であり、安全・安心が最大限に求められる。引き続き、当該更新工事関係業務を適正かつ効率的に実施されるとともに、施設整備後の運用についても遺漏がないよう、施設管理者および運転管理者との連携を強化し、安定的な水道供給体制を望むものである。